

平成20年
10月から

国民健康保険税の 特別徴収が始まります

これらに該当しない場合は、従来どおり納付書および口座振替での納付（普通徴収）となります。

平成20年4月から施行された医療制度改革に伴い、国民健康保険税の特別徴収が10月から始まります。特別徴収の概要は次のとおりです。（10月以降特別徴収の対象となる人の、特別徴収開始スケジュールについては、ページ下のスケジュール表をご覧ください。）

1 特別徴収とは

年金支給月に、各種受給年金から国民健康保険税を差引いて納めていただく納付方法です。

2 対象者は

以下のすべてに該当する場合、特別徴収となります。

- 1 国民健康保険に加入している65歳以上75歳未満の世帯主であること
- 2 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満であること
- 3 年額18万円以上の年金を受給していること
- 4 介護保険料と国民健康保険税の合算額が各支給月の年金支給額の2分の1以下であること

3 差引かれる年金は

国民年金・厚生年金・共済年金などのほか、遺族年金・障害者年金などからも差し引かれます。ただし、複数の年金を受給している場合には、いずれか1つの年金からの差引きとなります。

4 差引かれる税額は

従来どおり、国民健康保険税は世帯内の加入者全員の分が世帯主の名前で課税となります。そのため、同一世帯内の加入者全員分の国民健康保険税が、年金から差引かれます。

これまでの納付書および口座振替での納付（普通徴収）から、年金からの差引きに納付方法が変わるもので、従来の国民健康保険税のほかに新たな保険税を納めていただくものではありません。

平成20・21年度 特別徴収開始スケジュール

※昭和8年10月14日以前生まれの人は、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）への移行により国民健康保険税の特別徴収はありません。
※このスケジュールは、平成20年4月1日現在国民健康保険に加入している人のスケジュールです。

平成21年度												平成22年		
平成21年												1月	2月	3月
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
別徴収														
			特別徴収											
←	→			特別徴収										
		←	→		特別徴収									
				←	→	特別徴収								

問合せ先

役場財務課税務室

☎54・3111
(内線138)

特別徴収されていた世帯主が、社会保険へ加入したり長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移行したとき	特別徴収は 中止 されます。
同一世帯内の人の新規の国民健康保険加入、または、修正申告などで国民健康保険税が増額されたとき	同一年度内は増額分のみ納付書または口座振替で納付となります。なお、新規に加入した人が65歳未満の場合、翌年度から特別徴収が 中止 され、納付書または口座振替での納付となります。
同一世帯内の国民健康保険加入者が国民健康保険を離脱、または、修正申告などで国民健康保険税が減額されたとき	特別徴収は 中止 されます。 中止後は普通徴収（納付書または口座振替）での納付、もしくは、還付での精算 となります。
年金支給額が減額になり、介護保険料と国民健康保険税の合算額が各支給月の年金支給額の2分の1を超えたとき	特別徴収は 中止 されます。 中止後は普通徴収（納付書または口座振替）での納付 となります。

※長寿医療制度（後期高齢者医療制度）へ移行する世帯主の特別徴収について

- ・同一世帯内に国民健康保険加入者がいない場合、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移行後は国民健康保険税は課税されなくなりますので、特別徴収されません。
- ・同一世帯内に国民健康保険加入者がいる場合、国民健康保険税は特別徴収されませんが、世帯主の名前で課税されますので、普通徴収での納付となります。

世帯主の 生年月日	平成20年度													
	平成20年													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
S8.10.15～ S18.4.1		普	通	徴	収	←	→						特	
S18.4.2～ S18.10.1					普	通	徴	収				←	→	
S18.10.2～ S18.12.1						普	通	徴	収					
S18.12.2～ S19.2.1							普	通	徴	収				
S19.2.2～ S19.4.1								普	通	徴	収			